

アーカイブを社会に 根付かせるためには？

—自身の経験から—

2017年9月10日(アーカイブサミット)

神戸女学院大学准教授 河西秀哉



はじめに一自己紹介

➤ 象徴天皇制を研究

『明仁天皇と戦後日本』(洋泉社新書)、『平成の天皇制とは何か』(共編著、岩波書店)など

➤ 京都大学大学文書館に助手・助教として勤務

2005年5月より5年間、アーキビストとしての経験

➤ 近年は、戦後の合唱・うたごえ運動に関しても研究

『うたごえの戦後史』(人文書院)、『「うたごえ」運動資料集』全6巻(共編、金沢文圃閣)

歴史研究者として

➤ 宮内庁における史料調査

公文書管理法(2009年成立、2011年施行)前後の差

→書陵部に宮内公文書館を設置(2010年4月)、資料目録システムの整備・公開

→ずいぶんと良くなったが…

開示情報の増加、閲覧スペースや撮影への配慮

閲覧までの時間、独特の文書体系、皇室の「お手元」文書の存在、人の問題



アーキビストとして

➤ 京都大学大学文書館(2000年11月設置)

専任教員(准教授1名、助教2名)という体制

法人文書の移管・評価選別・保存、公開という仕事

個人文書の寄贈

どうしても整理が後になってしまう、しかし歴史研究者にとっては注目度高い

→誰の、何のためのアーカイブなのか？



再び、歴史研究者として

▶ うたごえ運動関係史料の発掘

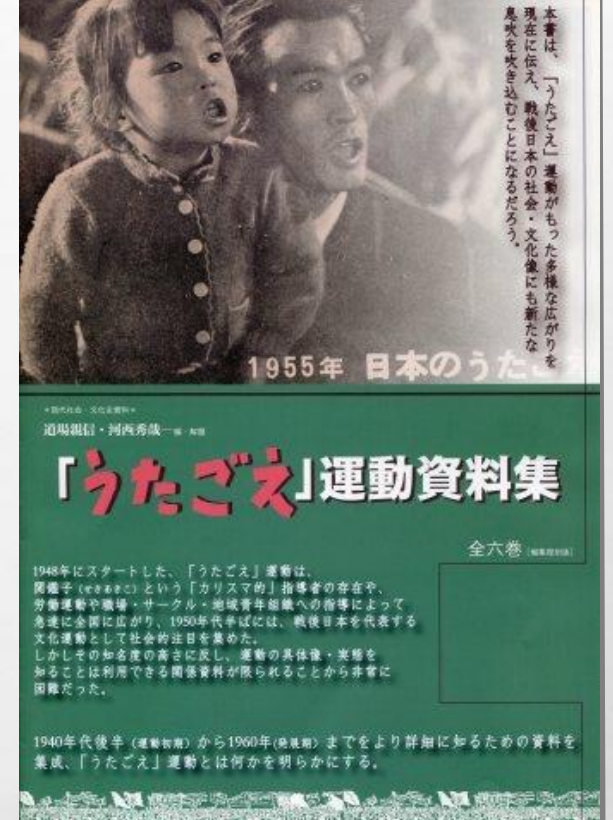
うたごえ協議会への接触

「うたごえ新聞」第1号からの閲覧(国会図書館は57号より所蔵)が目的

→段ボールにあった史料、それを基に紀要論文執筆

しかし、それでは私だけでは??

論文のリポジトリ化から金沢文圃閣の目に留まる、資料集としての刊行へ



アーカイブを社会化するために

➤ 法はできた、利用のための運用へ

法の理念を再度確認する、利用してもらうための方策とは何か

➤ 歴史研究者は自分だけが良ければよいのか？

自らもアーカイブの利用者として未来に対して担うべき責任がある：アーカイブへの支援

➤ 公的ではない機関、個人の史料

埋もれている文化関係の史料の存在→情報共有、統合する検索機能